

大和市告示第60号

大和市生きがいつくりバス借上料助成要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市生きがいつくりバス借上料助成要綱の一部を改正する要綱

大和市生きがいつくりバス借上料助成要綱（平成26年大和市告示第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「書類」の次に「又はその写し」を加える。

第9条第1項中「領収書」の次に「又はその写し」を加える。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。